

平成 22 年 2 月 10 日
文化環境部循環型社会推進課

県政記者クラブ各位

サン・メリッツ工業株式会社に対する行政処分について

標記の業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の規定に基づき、同業者が有する産業廃棄物収集運搬業の許可（下記 2 のとおり）の取消しを行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

東京都江戸川区東葛西四丁目 18 番 16 号
サン・メリッツ工業株式会社（代表取締役 伊橋 勲）

2 処分の内容

(1) 産業廃棄物処理業に関する以下の許可の取消処分

根拠法令：法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号
・産業廃棄物収集運搬業（平成 17 年 6 月 29 日許可）

3 処分の理由

サン・メリッツ工業株式会社は、平成 22 年 1 月 19 日付けで川越市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けた。

このことにより、同社は、法が定める欠格要件（法 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニ「許可を取り消され、その消しの日から 5 年を経過しない者」）に該当するに至ったため、同社が有する産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を行ったもの。

4 処分年月日

平成 22 年 2 月 10 日

担当：山形県文化環境部循環型社会推進課
監視指導担当 細矢、川井
(023-630-3021)